

## 免責補償約款

### ■基本補償内容

お客様（借受人及び貸渡時にお申し出いただいた運転者）が事故などにより、第三者または当社に損害を与えた場合には、お客様にその損害を賠償する責任が発生します。その損害賠償責任を補填するため（保険会社が保険金を被害者様へお支払いするため）に、上記金額を限度とした保険などによる補償が含まれております。

対人補償／無制限

対物補償／無制限（免責5万円、外車10万円）

車両補償／車両時価額（免責5万円、外車10万円）

人身傷害補償／1名につき3,000万円まで（定員）

### ■事故負担金

万一、事故を起こされますと免責額のご負担はございませんが、ノンオペレーションチャージ（NOC）をご負担いただくことになります。

上記補償額を上回る賠償

対物補償免責額（0円）

車両補償免責額（0円）

ノンオペレーションチャージ（修理期間に応じてご負担いただく金額が異なります）

### ■ノンオペレーションチャージ（NOC）

事故・盗難・汚損等により車両に損害を与え、車両の修理・捜索・清掃などが必要になった場合に、損害の程度や修理、清掃期間に応じた復旧までの休業補償の一部として所定の金額を申し受けます。

車種/修理期間	3日以内	14日以内	15日以降
軽自動車	1万円	5万円	10万円
普通自動車	3万円	10万円	15万円
外車	5万円	15万円	30万円

### ■保険、車両保険適用除外項目の詳細

上記のような運転または状態で事故が発生した場合は、補償制度の対象外となり、全額お客様のご負担となりますので、内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。

- ・警察と営業店の両方へ事故届け出がなかった場合
- ・契約書記載運転者及び副運転者以外の運転による事故の場合
- ・無断でレンタル時間を延長して起きた事故の場合
- ・その他、レンタル約款(貸渡約款)に違反した場合
- ・飲酒運転、無免許、免許無携帯で運転の場合
- ・琉球レンタリースの承諾なくして相手側と示談した場合
- ・盗難によって生じた車両損害の場合
- ・定員オーバーで走行した場合
- ・海岸・河川敷・林間等、維持・管理された道路以外で走行した場合
- ・使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費が生じた場合
- ・各種テスト競技に使用し、又は他車の牽引・後押しに使用した場合
- ・お客様の所有・使用・管理する建物・車両等との事故による損害
- ・給油時の燃料間違いによる損害
- ・営業店内でレンタカーや看板等を破損した場合
- ・操作ミスにより故障した場合
- ・車内装備を破損・紛失・汚染(事故に由来する破損を除く)した場合
- ・交通違反による事故の場合
- ・悪質または故意と認められる事故の場合
- ・運転中にシートベルト非着用による事故の場合
- ・車両管理不行き届きによる損害事故の場合

### ■ご返車時の給油

ご返却の際の給油は当社基準での満タン返しとなります。レシートはスタッフへご提示ください。

オートストップ(満量停止装置)が作動した時点を満タンとしております。

ご返却時間30分以内の給油をお願いします。